

沖縄県農林水産部競争入札心得改正の概要説明

1. 改正の必要性

沖縄農林水産部では競争入札の際、全者最低制限価格未滿となった場合には再度入札に全者参加させている。

しかし、最低制限価格の設定は契約の適正な履行が困難となる恐れがある者を排除し、工事の品質を確保するための制度である。

よって制度の趣旨を踏まえ、最低制限価格未滿となった場合には再度入札に参加させないよう改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

「最低制限価格未滿の価格をもって入札した者」は再度入札への参加を認めていないが、全者最低制限価格未滿であった場合においても再度入札を認めないよう、以下のただし書きを削除する。

【改正前】

最低制限価格未滿の価格をもって入札をした者（全者が最低制限価格未滿の価格をもって入札した場合はこの限りでない。）

【改正後】

最低制限価格未滿の価格をもって入札した者

※改正内容は別添新旧対照表のとおり

3. 添付資料等

- (1) 新旧対照表（改正部分）及び附則
- (2) 沖縄県農林水産部競争入札心得（改正後）

新旧対照表

沖縄県農林水産部競争入札心得 新旧対照表

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>（再度入札）</p> <p>第7条 改札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格のないときは、直ちに、再度入札を行う。</p> <p>2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度入札への参加を認めない。</p> <p>一 第5条各号の一に該当する入札した者（第3号又は第4号に該当する場合を除く）</p> <p>二 最低制限価格未満の価格をもって入札した者</p> <p>第8条～第11条 省略</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この心得は、平成26年3月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>（再度入札）</p> <p>第7条 改札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内価格のないときは、直ちに、再度入札を行う。</p> <p>2 前項の場合において、次の各号の一に該当する者については、再度入札への参加を認めない。</p> <p>一 第5条各号の一に該当する入札した者（第3号又は第4号に該当する場合を除く）</p> <p>二 最低制限価格未満の価格をもって入札した者（<u>全者が最低制限価格未満の価格をもって入札した場合はこの限りでない。</u>）</p> <p>第8条～第11条 省略</p>